

今回のテーマ「2号技能実習計画の早期認定申請特例」について

外国人技能実習機構から「技能実習計画の早期認定申請のお願い及び認定申請等書類の確認について」お知らせがあり申請時期に特例が設けられています。

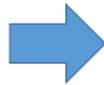
詳しくは機構HPを確認下さい <https://www.otit.go.jp/>



技能実習計画の早期申請にご協力ください

○現行

技能実習計画の認定申請は原則、技能実習開始予定日の6か月前から3か月前まで



令和4年3～6月に入国した技能実習生の第2号技能実習計画認定申請については

8か月前から受け付けます

できる限り早め（3月入国は11月まで、4月入国は12月まで、5月入国は令和5年1月まで）に申請をお願いします。

※追加資料が必要なときなど審査に時間がかかる場合がありますので、**期間に余裕をもった申請**をお願いします。

こちらからご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000983211.pdf>

技能実習生の「技能検定」に関する注意点



技能実習計画の認定を受けたら、速やかに外国人技能実習機構へ受検申請をしてください。

- 技能実習1号から2号、2号から3号に移行するためには、技能検定に合格する必要があります。

また、移行の有無に関わらず、以下の受検が義務付けられています。

- 技能実習1号修了までに「基礎級」技能検定（実技と学科試験）
- 技能実習2号修了までに「随時3級」技能検定（実技試験）
- 技能実習3号修了までに「随時2級」技能検定（実技試験）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国できなかった技能実習生が、2022年3月以降数ヶ月間に集中して入国した影響で、特に基礎級（初級）の受検は混雑が見込まれています。6ヶ月前までの確実な申し込みをお願いします。

都道府県によっては、受検時期（通常は修了の3ヶ月前めど）を前倒しで調整することがあります。（都道府県協会にご確認ください）

- 受検手続きが遅れた場合、試験日が在留期間終了の直前となってしまうことがあります。その試験で不合格となった場合、再受検が受けられなくなったり、場合によっては試験日が確保できず、そもそも受検ができなくなる恐れがあるので、ご注意ください。